



柴田亮貴氏

12

## 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るのは（以下一部ではあります）が、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶ」とがでるでしょう。（二）では、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。

最近のトラブル案件として、は、賃貸借の問題がありました。遠方の某大学近くに相談者のお子さんが賃借人となり、賃貸マンションに住むことになりましたが、この物件が「アーリー層の間取りだつた居室を造作で分割し、2室のワンルームにしたマンショングでした。その造作壁が異常にならで、音漏れがひどく、また室内空間が狭くなつたのです。結果としては、その入居費用を仲介会社が相談者に返金し、他の賃貸マンションに引っ越しすることとなりました。

す。結果としては、その入居者や引っ越しに係る費用を仲介会社が相談者に返金し、他の賃貸マンションに引っ越しする事になりました。

### 【調停人候補者】

柴田章貴氏

あき不動産管理株式会社 代表取締役(愛知県春日井市)

理会社とのト ADRそのものを持つても  
ラブル」や、 らうために、今まで通り氣概  
「賃貸借」の をもって相談されたお客様と  
相談が多いよ 難局を乗り越える強い意志の  
うに見受けら 下、相互の理解を丁寧に深め  
れます。 ながら、調停人資格を生かし  
調停人候補 ていきたいと考えています。

なお、私はサラリーマン時  
代に、建物管理業界で15年以  
上、営業管理職の経験があ  
り、現在、弊社では他不動産  
相談者が、裁判とADRの  
境目がくっきりと見えるよ  
う、ADRの丁寧な説明が必  
要です。

いらない。しかし、弁護士が公判で何を主張するかなどは、決して想定していない。そこで、弁護士の立場から見て、訴訟の構造を理解する。訴訟の構造を理解すれば、訴訟の過程で何が起こるかが予測可能となる。訴訟の構造を理解すれば、訴訟の過程で何が起こるかが予測可能となる。

じします。投資・事業用の高額な不動産取引を目の当たりにする日々の中で、日本のビジネスマンは元来性善で勤勉であるはずなのに、商取引の質が著しく低下しているように感じてきました。それではいけない、しっかりとこころを